

博物館法の一部改正に伴う博物館登録等事務の移管について

- 博物館登録等事務の県から政令指定都市への移管に伴う事務分掌規則の改正
- 博物館登録等事務の県から政令指定都市への移管に伴う博物館登録に関する規則の制定

1. 第4次一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律整備に関する法律）施行に伴う博物館法の一部改正

- ①国から都道府県、都道府県から政令指定都市への事務・権限の委譲等を推進するため、関係する63法律を一括改正するもの。平成27年4月1日から施行。
- ②第4次一括法の施行により博物館法が一部改正され、博物館の登録に関する業務、博物館に相当する施設の指定に関する業務が、都道府県から政令指定都市へ移管される。

2. 博物館法の一部改正に伴う博物館登録等事務の移管

- ①博物館法の一部改正により、政令指定都市域における博物館の登録、登録事項等の変更、登録の取消し、博物館の廃止等に係る事務等について、都道府県から政令指定都市に移管される。
- ②博物館に相当する施設の指定等に係る事務についても、都道府県から政令指定都市に移管される。

3. 事務分掌規則の改正

- ①博物館登録等事務の神奈川県から本市への移管に伴い、「川崎市教育委員会事務局事務分掌規則」の改正を行い、文化財課の所掌事務として位置付ける。
- ②現行の文化財課の事務分掌に、「博物館の登録等に関する事務」を追加し、平成27年4月1日から施行する。

4. 「博物館登録に関する規則」の制定

- ①現行の文化財保護法では、都道府県が規則を制定し博物館登録事務を執行している。博物館登録事務の神奈川県から本市への移管に伴い、本市において新たに規則の制定する必要がある。
- ②現行の神奈川県の「博物館の登録等に関する規則」及び他の都道府県規則の事例を参考に、「博物館の登録に関する規則」を制定し、平成27年4月1日から施行する。

5. （参考）本市域における登録博物館、博物館相当施設

- ①登録博物館 : 2館（川崎市立日本民家園、川崎市青少年科学館）
- ②博物館相当施設 : 該当なし

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案 新旧対照条文
 ○ 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）（抄）（第七条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

<p>（登録）</p> <p>第十条 博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、当該博物館の所在する都道府県の教育委員会（当該博物館（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この条及び第二十九条において同じ。）の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。同条を除き、以下同じ。）に備える博物館登録原簿に登録を受けるものとする。</p> <p>（博物館に相当する施設）</p> <p>第二十九条 博物館の事業に類する事業を行う施設で、国又は独立行政法人が設置する施設にあつては文部科学大臣が、その他の施設にあつては当該施設の所在する都道府県の教育委員会（当該施設（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会）が、文部科学省令で定めるところにより、博物館に相当する施設として指定したものについては、第二十七条第二項の規定を準用する。</p>	<p>（登録）</p> <p>第十条 博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、当該博物館の所在する都道府県の教育委員会に備える博物館登録原簿に登録を受けるものとする。</p> <p>（博物館に相当する施設）</p> <p>第二十九条 博物館の事業に類する事業を行う施設で、国又は独立行政法人が設置する施設にあつては文部科学大臣が、その他の施設にあつては当該施設の所在する都道府県の教育委員会が、文部科学省令で定めるところにより、博物館に相当する施設として指定したものについては、第二十七条第二項の規定を準用する。</p>
---	---